

## 奈良市立一条高等学校部活動ガイドライン 2020

### 部活動の意義

- 学校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化等に関心をもつ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している
- また、部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできるものである
- 更に、部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである
- このように、部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、更には学校の一体感の醸成にもつながるものである

### 適切な運営のための体制

- 部活動運営委員会
  - ・指導内容の充実、生徒の安全確保、教員等の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部および文化部を設置する
  - ・部活動指導員を積極的に任用する
  - ・生徒や教員等の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する

### 活動時間・休養日等

- 通常の活動時間（大会等を除く）
  - ・平日は3時間程度
  - ・休業日は4時間程度（長期休業を含む）

## ○ 休養日

- ・原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける  
(平日に1日以上、土曜日及び日曜日に1日以上を休養日とする。ただし、オンシーズンとオフシーズンや大会及び、発表会等を控えた時期とそうではない時期を踏まえた活動を実施する際は、生徒と部活動顧問によって立案された計画を、当該部活動生徒の保護者の理解及び学校(部活動運営委員会)の承認を必要とする)
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、多様な活動ができるよう連続した休養日を設定することに努める
- ・それぞれの生徒が抱く事情を、チーム(生徒間やコーチ、顧問)と相談することが容易な風土を整備し、認め、励まし合える環境を維持すること

## 安全管理・体罰等の根絶

- ・活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする
- ・高温下での活動や急激な天候変化については、安全管理マニュアルに従った適切な判断を行えるよう日頃から備え、熱中症などの事故防止に努める
- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する

\*このガイドラインは「奈良県部活動の在り方に関する方針」(令和2年3月30日)を参考として策定した。